

「60歳以降に退職される」または「65歳に達した」方へ

～確定拠出年金(DC)に係る手続きのご案内～

YKKグループ確定拠出年金

確定拠出年金(DC)を受け取るには、ご自身でJIS&T社※に請求手続きを行う必要があります。

※ 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)という会社の略称で、YKKグループの業務委託を受け、加入者のDC専用口座のこのロゴが目印！
記録の管理等を行っている会社です。退職後の問い合わせ窓口はJIS&T社になります。



【手続きの主な流れ】

◆ JIS&T社から届く **各種案内** を確認する ⇒ 2ページ

- ・退職後または65歳到達後1～2カ月を目処に、登録の住所に送付されます。
- ・手続きに必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。

◆ 「**受け取れる年齢**」を確認する ⇒ 3ページ


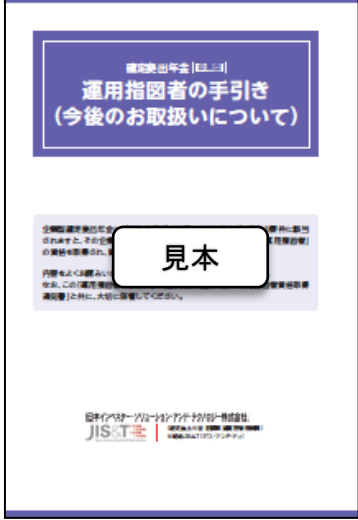
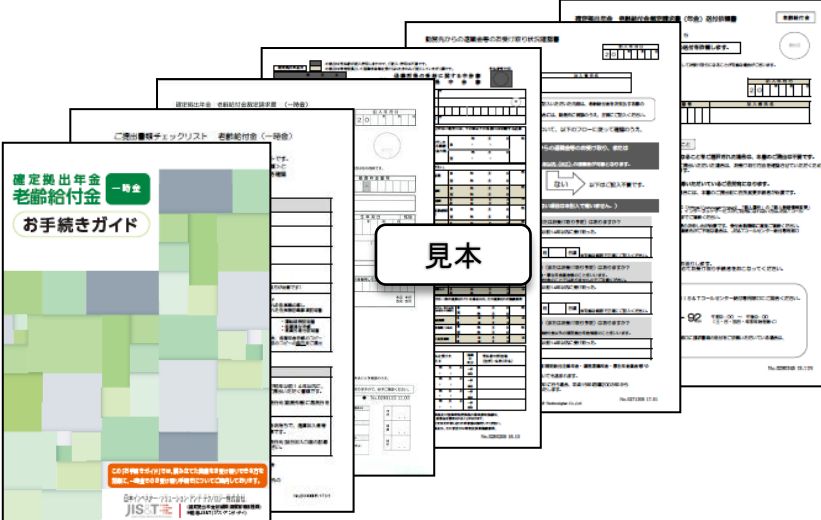
◆ 受け取れる年齢に達している(達した)場合「**受取方法**」を決める ⇒ 4ページ

⇒ 一時金で受け取る場合 ⇒ 6ページ

⇒ 年金(一時金との併給含む)で受け取る場合 ⇒ 7ページ

**退職後または65歳到達後、確定拠出年金(DC)に関する問い合わせ窓口は、JIS&T社となります。
(会社にご連絡いただいても、回答することができませんので、予めご了承ください。)**

◆ JIS&T社から届く 各種案内を確認する

	<p>全員に送付</p> <p>① 加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書</p>	<p>受け取るための要件を 満たしていない方のみに送付</p> <p>② 運用指図者の手引き(企業型)</p>	<p>受け取るための要件を 満たしている方のみに送付</p> <p>③ 手続関係書類</p>
<p>送付物</p>	 <p>重要書類</p> <p>見本</p>	 <p>見本</p>	 <p>見本</p>
<p>主な内容</p>	<p>YKKグループの確定拠出年金における加入者の資格を喪失したことをお知らせする通知書になります。</p> <p>受け取るための要件を満たしているかを確認することができる書類ですので大切に保管してください。</p>	<p>今後の取り扱いについて記載されている案内になります。</p> <p><手数料について> 受け取るまでの間のDC口座の管理手数料は、会社負担です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢給付金(一時金)お手続きガイド ・ご提出書類チェックリスト【老齢給付金(一時金)】 ・老齢給付金裁定請求書(一時金) ・退職所得の受給に関する申告書 ・勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書 ・老齢給付金裁定請求書(年金)送付依頼書

◆ 受け取れる年齢を確認する

受け取りができる年齢は、通算加入者等期間※により異なります

※ 確定拠出年金(DC)の加入者期間(掛金拠出あり)と運用指図者期間(掛金拠出なしで運用のみ)のうち、60歳までの期間を合算した期間で、YKKグループ以外から資産の移換がある場合には、その算定基礎となった期間も含まれます。

JIS&T社から届いた「加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書」(P2の①の書類)の中に記載されている『**老齢給付金裁定請求受付開始日**』をご確認ください

加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書(見本)

作成日 20YY.MM.DD

167-003X
東京都杉並区清水0-0-0
清水マンションA808

届出 太郎 様

確定拠出年金
加入者資格喪失 及び
運用指図者資格取得通知書

契約 1234567
○○○確定拠出プラン
企業 2345678
○○○株式会社
口座番号 1234543210
届出 太郎 様

記録関連運営管理機関 0000011
日本インベストメント・サービス・リサーチ株式会社
お問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、あなた様は法令および規約の規定に基づき加入者資格を喪失され、企業型年金の運用指図者の資格を取得されましたのでご連絡いたします。
運用指図者は新たな届出は行いませんが、引き続き個人別管理資産の運用指図を行うことができます。
給付金の申請につきましては老齢給付金裁定請求受付開始日から70歳の誕生日の2日前まで行うことができますので、上記期間内に裁定請求の手続きを行うようにしてください。
各給付金の裁定請求の手続きにつきましては上記の『お問い合わせ先』までご連絡ください。

確定拠出年金制度に加入していた通算期間等
加入者資格喪失日 : 20YY年MM月DD日
運用指図者資格取得日 : 20YY年MM月DD日
通算加入者等期間 : YY年MMヶ月
老齢給付金裁定請求受付開始日 : 20YY年MM月DD日から (満XX歳から)

一定以上の障害をお持ちの方は、老齢給付金請求受付開始日から、障害給付金の支給を請求することができます。既に障害給付金を受給されている方は、引き続き障害給付金の請求を行う必要はありませんので新たなお手続きは不要です。

拡大

＜受け取りができる年齢と通算加入者等期間の関係＞

通算加入者等期間	受け取りが可能な年齢
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1ヵ月以上	65歳から

受け取りの手続は、
老齢給付金裁定請求受付開始日から、75歳の誕生日の2日前まで
に行ってください。

通算加入者等期間 : YY年MMヶ月
老齢給付金裁定請求受付開始日 : 20YY/YY/MM/DD (満XX歳から)

受け取りができる年齢に達していない方は、受け取る年齢に達するまで受け取れないため、運用を続ける必要があります。

◆ 受け取れる年齢に達している(達した)場合、受取方法を決める

受取方法を下表の中から選択します

年金で受け取る場合は、「受取期間(何年間で受け取るか)」や「1年間の受取回数」も選択します。

＜受取方法のパターン＞

選択肢	一時金 (一括)	年金 (分割)
パターン1	100%	0%
パターン2	75%	25%
パターン3	50%	50%
パターン4	25%	75%
パターン5	0%	100%

受取手続きについては
P6を参照

受取手続きについては
P7を参照

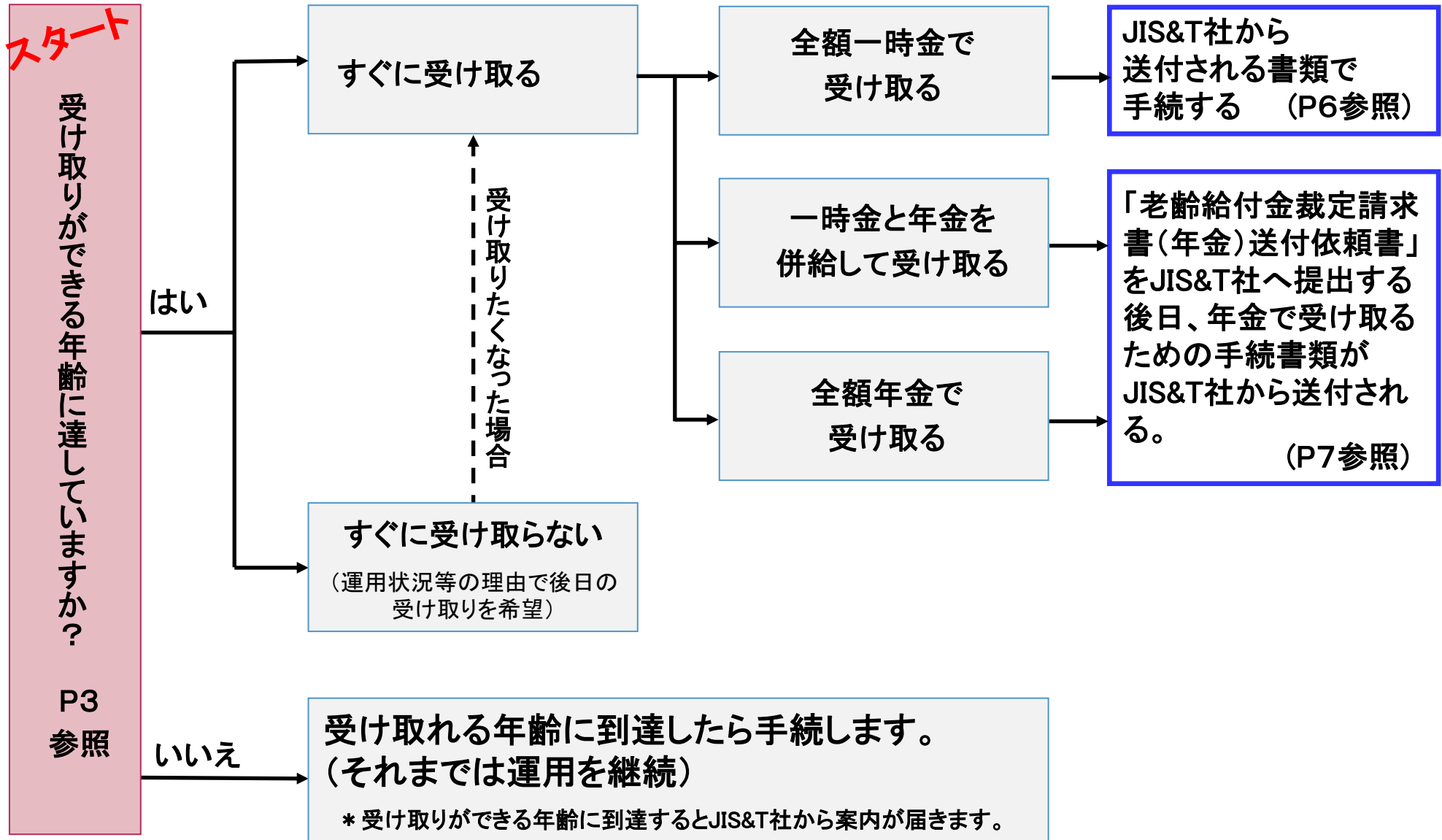
＜「年金給付期間」と「1年間の受取回数」のパターン＞

年金給付期間	①5年 ②10年 ③15年 ④20年
1年間の 受取回数	①1回(12月) ②3回(4月、8月、12月) ③6回(偶数月)

年金の受け取りがある場合

* 一時金や年金を受け取る際には、都度400円(税抜・本人負担)の
給付手数料がかかります。

(参考)「60歳以降に退職される」または「65歳に達した」方の手続のフローチャート



◆ 一時金で受け取る場合

JIS & T社から送付される「老齢一時金の裁定請求関係書類」を確認の上、必要書類をJIS & T社へご提出ください。

<JIS&T社から送付される手続関係書類>

P2の③の書類が届きます。

- ・老齢給付金(一時金)お手続きガイド
- ・ご提出書類チェックリスト【老齢給付金(一時金)】
- ・老齢給付金裁定請求書(一時金)
- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書
- ・老齢給付金裁定請求書(年金)送付依頼書

※ 退職時点で、受け取れる年齢に達していなかった方には、受け取れる年齢に達した時に、JIS&T社から送付されます。

※ 提出時は、「ご提出書類チェックリスト」を活用してください

※ 記入方法等、受取手続に関して不明な点は、みずほグループのコールセンターに連絡してください。(P8参照)
会社に問い合わせいただいても回答できません。

<ご自身で準備する提出書類>

印鑑登録証明書原本
(提出時、発行から3ヵ月以内のもの)

個人番号確認書類および身元確認書類

～他の退職手当等を受け取っている方～

(他の退職金支払に関する)
退職所得の源泉徴収票のコピー

※ 受け取る年および前年以前19年以内に他の退職手当等(会社からの退職金や確定給付企業年金等からの一時金)を受け取っている方は提出が必要です。
紛失等により手元がない場合は、発行元に再発行を依頼してください。
YKKグループの退職金や確定給付企業年金(DB)の源泉徴収票の再発行については、YKK企業年金基金(03-3864-2086)に連絡してください。

◆ 年金（一時金との併給含む）で受け取る場合

JIS & T社から届く「老齢給付金裁定請求書（年金）送付依頼書」に必要事項をして、JIS & T社へご提出ください。

※ みずほグループのコールセンター（P9参照）に連絡をし、取り寄せすることも可能です。

＜老齢給付金（年金）送付依頼書＞

確定拠出年金 老齢給付金裁定請求書（年金）送付依頼書

請求先：日本インベストメント・ソリューション・ファンド・テクノロジー株式会社

本依頼書をご記入・ご提出いただく前に、次の受取方法①②いずれかご希望をご確認ください。

受取方法①：一時金によるお受け取り
真度の金額を「一括」で受け取る（一時金）をご希望の方 → 本依頼書のご記入・ご提出は不要です。

受取方法②：年金または併給（一部を一時金、残りを年金）によるお受け取り
真度を「分割」して受け取ること（年金または併給）をご希望の方 → 下記ご記入のうえ、本依頼書のみご提出ください。

私は、真度を「分割」老齢給付金裁定請求に
大蔵省を会場にて、ご記入
契約番号 加入者氏名
加入者氏名

見本

本依頼書を出し、「送付を依頼します。」

その他ご留意事項

- 請求書のお届け先は、JIS&Tにご登録いただいているご住所になります。登録されている住所と異なる住所が居住する場合は、本依頼書の提出前に住所変更手続きが必要です。住所変更手続きについては、
- 本書を提出後、1週間程度で老齢給付金（年金）の請求書をお送りします。必要な書類をお取り寄せいただき、あらかじめお受け取り手続きを行ってください。
- 一時金の請求と併給の請求とを併せてお受け取りたい場合は、お受け取り方法を複数指定していただくことが、お手続きにお時間を要することがございます。
- 受取方法②（年金または併給によるお受け取り）を指定された場合、「確定年金」や「終身年金」での受取（一括）「老齢給付金（一時金）」をお手続きガイド（P9）に参照してください。なお、併給を希望する場合は、併給の老齢給付金裁定請求書（一時金）をご提出ください。（本依頼書の提出は不要です。）
- 受取方法②（年金または併給によるお受け取り）を指定された場合、「確定年金」や「終身年金」での受取（一括）「老齢給付金（一時金）」をお手続きガイド（P9）に参照してください。なお、併給を希望する場合は、併給の老齢給付金裁定請求書（一時金）をご提出ください。（本依頼書の提出は不要です。）

（※）コールセンターのご連絡先は「老齢給付金（一時金）お手続きガイド」（裏面）をご確認ください。
No.0280345 21.10

＜年金で受け取る際の手続書類（例）＞

左記書類をJIS & T社へ提出すると、後日、JIS & T社から年金（一時金との併給含む）での受取手続きに係る書類が、ご自宅に郵送されます。

確定拠出年金 老齢給付金裁定請求書（年金）送付依頼書

請求先：日本インベストメント・ソリューション・ファンド・テクノロジー株式会社

本依頼書をご記入・ご提出いただく前に、次の受取方法①②いずれかご希望をご確認ください。

受取方法①：一時金によるお受け取り
真度の金額を「一括」で受け取る（一時金）をご希望の方 → 本依頼書のご記入・ご提出は不要です。

受取方法②：年金または併給（一部を一時金、残りを年金）によるお受け取り
真度を「分割」して受け取ること（年金または併給）をご希望の方 → 下記ご記入のうえ、本依頼書のみご提出ください。

私は、真度を「分割」老齢給付金裁定請求に
大蔵省を会場にて、ご記入
契約番号 加入者氏名
加入者氏名

見本

本依頼書を出し、「送付を依頼します。」

その他ご留意事項

- 請求書のお届け先は、JIS&Tにご登録いただいているご住所になります。登録されている住所と異なる住所が居住する場合は、本依頼書の提出前に住所変更手続きが必要です。住所変更手続きについては、
- 本書を提出後、1週間程度で老齢給付金（年金）の請求書をお送りします。必要な書類をお取り寄せいただき、あらかじめお受け取り手続きを行ってください。
- 一時金の請求と併給の請求とを併せてお受け取りたい場合は、お受け取り方法を複数指定していただくことが、お手続きにお時間を要することがございます。
- 受取方法②（年金または併給によるお受け取り）を指定された場合、「確定年金」や「終身年金」での受取（一括）「老齢給付金（一時金）」をお手続きガイド（P9）に参照してください。なお、併給を希望する場合は、併給の老齢給付金裁定請求書（一時金）をご提出ください。（本依頼書の提出は不要です。）

（※）コールセンターのご連絡先は「老齢給付金（一時金）お手続きガイド」（裏面）をご確認ください。
No.0280345 21.10

※ 退職時点で、受け取れる年齢に達してなかった方には、受け取れる年齢に達した時に、JIS&T社から送付されます。

◆ 裁定請求お手続きナビ

お受け取りの際のお手続きの方法や書類の記入方法等について、以下サイトでもご確認頂けます。

URL

<http://www.jis-t.co.jp/index.html>

QRコード



老齢給付金を
お受け取りになる方へ
裁定請求お手続きナビ



3つの事前質問への
回答結果に従い、お手
続き方法をナビゲート



***** ご不明な点はみずほグループのコールセンターへ *****

みずほグループのコールセンター

い よ い よ 給 付

TEL:0120-1414-92

- ・受給に関するオペレーター応答サービスご利用時間は、午前9:00～午後9:00です。土日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除きます。
- ・お問い合わせの際は、「加入者口座番号」と「コールセンターパスワード」をお手元にご準備ください (加入者口座番号はP2の①の書類に記載されています)

① 音声ガイドに従って「*」と「#」を押してください

② オペレーターが「加入者口座番号」を確認させていただきます

③ オペレーターがご要件を承りますが、お手続き内容により、「コールセンターパスワードを確認させていただく場合があります。

受け取りの手続きは、**75歳の誕生日の2日前まで**に行ってください。

手続きのないまま75歳に達した場合は、一時金でのお支払いとなりますのでご注意ください
(年金として受け取ることはできなくなります。)

***** よくあるご質問(Q&A) *****

Q1. 受け取る際の「税金の優遇」について教えてください

◎ 一時金で受け取る場合は、退職所得控除の対象となります

「退職所得」として課税されますが、すでに受け取っている「退職一時金(会社の退職金や企業年金の一時金)」と合算して税金が計算される場合があります、その場合、納税済の税額との差額が源泉徴収されます。

(分離課税ですので原則確定申告の必要はありません)。

税金の手続書類として「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要となります。

◎ 年金で受け取る場合は、公的年金等控除の対象となります

「公的年金等に係る雑所得」として課税され、税金は支給時に源泉徴収されます。

毎年1月に「公的年金等の源泉徴収票」がJIS&T社から送付されますので、必要に応じて確定申告をしてください。

年金で受け取る場合、残りの残高に対しては非課税での運用を継続できます。(※)

(※)運用中の年金資産には特別法人税が課税されますが、現在は凍結中です。

Q2. 年金で受け取っている途中で、残金を一時金(一括)で受け取ることができますか？

年金受給開始後5年以上を経過していれば、残金を一時金(一括)で受け取ることができます。

Q3. 年金で受け取っている途中で死亡した場合、残額はどうなりますか？

ご遺族の方が残高を一時金で受け取ることとなります。ご遺族の方から、JIS&T社に連絡をお願いします。

Q4. 一時金はどのくらいで支払われますか？

原則、手続が完了した翌月の20日に支払われます。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

手続書類を提出した月の翌月に一時金を受け取るためには、手続書類(不備がない状態)を毎月20日までにJIS&T社へ到着するよう提出する必要があります。